(制度名:監理技術者証交付事業)

総合政策局建設業課

1. 制度の概要

国土交通大臣は、監理技術者資格を有する者の申請により、その申請者に対して、監理技術者資格者証を交付する。(建設業法第二十七条の十八)

国土交通大臣は、その指定する者に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務を行わせることができる。(建設業法第二十七条の十九第一項)

2. 指定、登録等の基準

〇建設業法 (昭和二十四年法律第百号)

(指定資格者証交付機関)

- 第二十七条の十九 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに 該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 第五項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 4 国土交通大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、 当該交付等事務を行わないものとする。
- 5 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四(同条第二項第一号を除く。)、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に」とあるのは「第二十七条の十九第三項第一号に」と、同条第二項第二号中「第

二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「前条第一項又は第二十七条の二十」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第二項又は第二十七条の十一」とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時 期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 建	昭和63年7	東京都千代田区二	建設業法第27条の19第2
設業技術者セ	月11日	番町3番地麹町ス	項に基づく申請があり、同条
ンター		クエア	第3の条件を満たしていると
		03-3514-4711	認められたため。

- 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。
- 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠	
7600円	建設業法施行令第27条の12において料金が定められ	
	ており、当該条文を改正する際に広く意見を募集するこ	
	ととなる。	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成20年9月1 日現在)

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定。